

○三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年三春町規則第21号）
（趣旨）

第1条 この規則は、三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三春町条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に掲げる小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設への入所に関する事務とする。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第2条の2 条例別表第1の1の2の項の規則で定める事務は、三春町保育所条例（昭和33年三春町条例第1号）による保育所の管理に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、三春町敬老祝金条例（昭和34年三春町条例第4号）による高齢者に係る敬老祝金の支給に関する事務とする。

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、三春町立幼稚園条例（昭和49年三春町条例第11号）による幼稚園の管理に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則（昭和52年三春町規則第8号）第1条第1項の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則第3条第1項の受給者証の更新に関する事務

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、三春町特定公共賃貸住宅管理条例（平成6年三春町条例第17号）第6条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務とする。

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例（平成7年三春町条例第10号）第4条第1項の手数料の額の決定に関する事務
- (2) 三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例第6条の手数料の免除等の申請の受理、

その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例（平成12年三春町条例第18号）第2条第1項の手数料の徴収に関する事務
- (2) 三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例第4条の手数料の免除等に関する事務
- (3) 高齢者生活支援ショートステイ事業における利用券の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 高齢者生活支援ショートステイ事業における利用券交付の申請内容の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年三春町条例第19号）第5条の受給資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成12年三春町規則第11号）第7条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、三春町認可外保育所条例（平成17年三春町条例第22号）による認可外保育所の管理に関する事務とする。

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 三春町子育て支援助成金条例（平成20年三春町条例第22号）第2条の助成金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 三春町子育て支援助成金条例施行規則（平成20年三春町規則第9号）第5条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第12条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 三春町子育て支援医療費助成に関する条例（平成21年三春町条例第2号）第6条の受給資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 三春町子育て支援医療費助成に関する条例第9条第2項の医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 三春町子育て支援医療費助成に関する条例第12条の受給資格証の再交付の申請の受理、そ

の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第13条 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、交通遺児激励金に係る異動の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務とする。

第14条 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例施行規則（平成27年三春町規則第5号）第2条の保育料の決定に関する事務とする。

第15条 条例別表第1の14の項の規則で定める事務は、三春町学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則（平成8年三春町教育委員会規則第3号）第2条第1項の通学区域に関する事務とする。

第16条 条例別表第1の15の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通報システム運営事業におけるシステムの利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 緊急通報システム運営事業におけるシステムの利用の変更及び辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 緊急通報システム運営事業におけるシステムの利用の取消及び機器の返還に関する事務
- (4) 緊急通報システム運営事業におけるシステムの利用の費用の負担に関する事務

第17条 条例別表第1の16の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等自立支援活動通所事業における利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 高齢者等自立支援活動通所事業における利用の廃止等に関する事務

第18条 条例別表第1の17の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康診査の実施に関する事務
- (2) 健康診査の費用の徴収に関する事務

第19条 条例別表第1の18の項の規則で定める事務は、人間ドック助成事業における補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第20条 条例別表第1の19の項の規則で定める事務は、多子世帯に係る保育料負担軽減補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第21条 条例別表第1の20の項の規則で定める事務は、高齢者等宅配給食サービス事業におけるサ

ービスの利用の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務とする。

第22条 条例別表第1の21の項の規則で定める事務は、予防接種の実施に係る助成金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第23条 条例別表第1の22の項の規則で定める事務は、妊婦健康診査の実施に係る受診票の交付に関する事務とする。

第24条 条例別表第1の23の項の規則で定める事務は、すくすく赤ちゃん応援成券支給事業における助成券の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第25条 条例別表第1の24の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 在宅重度障がい者対策事業における受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 在宅重度障がい者対策事業における受給者証の更新に関する事務

第26条 条例別表第1の25の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 人工透析患者通院交通費補助事業における受給資格認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 人工透析患者通院交通費補助事業における所得調査に関する事務

第27条 条例別表第1の26の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者紙おむつ給付事業における紙おむつの給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 高齢者紙おむつ給付事業における給付資格喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 高齢者紙おむつ給付事業における給付者台帳の整備に関する事務

第28条 条例別表第1の27の項の規則で定める事務は、養育医療給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第29条 条例別表第1の28の項の規則で定める事務は、風しん対策の助成金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第30条 条例別表第1の29の項の規則で定める事務は、後期高齢者医療人間ドック助成事業における助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第31条 条例別表第1の30の項の規則で定める事務は、妊婦歯科健康診査に係る助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第32条 条例別表第1の31の項の規則で定める事務は、特定不妊治療事業における助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第33条 条例別表第1の32の項の規則で定める事務は、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第34条 条例別表第1の33の項の規則で定める事務は、就学援助費の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第35条 条例別表第1の34の項の規則で定める事務は、公立学校児童生徒の通学費支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第36条 条例別表第1の35の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励費の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第37条 条例別表第1の36の項の規則で定める事務は、就学指定校変更に関する事務とする。

第38条 条例別表第1の37の項の規則で定める事務は、療育手帳の交付に関する事務とする。

第39条 条例別表第1の38の項の規則で定める事務は、介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第40条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、三春町敬老祝金条例による高齢者に係る敬老祝金の支給に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該支給に係る者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）とする。

第41条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則第1条第1項の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後

の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

ウ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税（三春町税条例（昭和30年三春町条例第19号）第3条第1項第1号に掲げる町民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報

エ 当該申請に係る者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

オ 当該申請に係る者に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

(2) 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則第3条第1項の受給者証の更新に関する事務 前号に掲げる情報

第42条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、三春町特定公共賃貸住宅管理条例第6条の入居の申込みの申込みに係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申込みに係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 当該申込みに係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

第43条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例第4条第1項の手数料の額の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該決定に係る又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(2) 三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例第6条の手数料の免除等の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

第44条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例第2条第1項の手数料の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該手数料の徴収に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該手数料の徴収に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

(2) 三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例第4条の手数料の免除等に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 高齢者生活支援ショートステイ事業における利用券の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

(4) 高齢者生活支援ショートステイ事業における利用券交付の申請内容の変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第45条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第5条の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

エ 当該申請に係る者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る児童の保護措置（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に掲げる児童の保護措置）に関する情報

(2) 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第7条の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第46条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 三春町子育て支援助成金条例第2条の助成金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る者に係る町民税に関する情報

(2) 三春町子育て支援助成金条例施行規則第5条の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第47条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 三春町子育て支援医療費助成に関する条例第6条の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者又は当該者の保護者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る者又は当該者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該申請に係る者又は当該者の保護者に係る町民税に関する情報

(2) 三春町子育て支援医療費助成に関する条例第9条第2項の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者に係る三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例（昭和49年三春町条例第33号）による医療費の給付に関する情報

イ 当該申請に係る者に係る三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報

(3) 三春町子育て支援医療費助成に関する条例第12条の受給資格証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者又は当該者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第48条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、交通遺児激励金に係る異動の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該届出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第49条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で

定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 緊急通報システム運営事業におけるシステムの利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者に係る医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請に係る者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請に係る者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該申請に係る者に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報

オ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

カ 当該申請に係る者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

キ 当該申請に係る者に係る町民税に関する情報

(2) 緊急通報システム運営事業におけるシステムの利用の変更及び辞退の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 緊急通報システム運営事業におけるシステムの利用の取消及び機器の返還に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該システムの利用者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該システムの利用者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該システムの利用者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報

エ 当該システムの利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(4) 緊急通報システム運営事業におけるシステムの利用の費用の負担に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該費用の負担に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該費用の負担に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

第50条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 高齢者等自立支援活動通所事業における利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請に係る者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請に係る者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報

エ 当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 高齢者等自立支援活動通所事業における利用の廃止等に関する事務 前号に掲げる情報

第51条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 健康診査の実施に関する事務 次に掲げる事務

ア 当該健康診査の実施に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該健康診査の実施に係る者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による病院等の入所又は入居に関する情報

(2) 健康診査の費用の徴収に関する事務 次に掲げる事務

ア 当該費用の徴収に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該費用の徴収に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該費用の徴収に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

第52条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、人間ドック助成事業における補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第53条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、高齢者等宅配給食サービス事業におけるサ

ービスの利用の申込みに係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申込みに係る者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (2) 当該申込みに係る者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (3) 当該申込みに係る者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報
- (4) 当該申込みに係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第54条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、予防接種の実施に係る助成金の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該請求に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第55条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、妊婦健康診査の実施に係る受診票の交付に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該受診票の交付に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (2) 当該受診票の交付に係る者に係る 町民税に関する情報

第56条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、すくすく赤ちゃん応援助成券支給事業における助成券の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る者に係る公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報
- (2) 当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (3) 当該申請に係る者に係る町民税に関する情報
- (4) 当該申請に係る者に係る三春町特定公共賃貸住宅管理条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する情報

第57条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 在宅重度障がい者対策事業における受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 当該申請に係る者に係る生活保護実施関係情報

(2) 在宅重度障がい者対策事業における受給者証の更新に関する事務 前号に掲げる情報

第58条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 人工透析患者通院交通費補助事業における受給資格認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る町民税に関する情報

エ 当該申請に係る者に係る生活保護実施関係情報

(2) 人工透析患者通院交通費補助事業における所得調査に関する事務 前号に掲げる情報

第59条 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 高齢者紙おむつ給付事業における紙おむつの給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

イ 当該申請に係る者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

(2) 高齢者紙おむつ給付事業における給付資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 高齢者紙おむつ給付事業における給付者台帳の整備に関する事務 給付者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第60条 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は、養育医療給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 当該申請に係る者の保護者に係る町民税に関する情報

第61条 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は、風しん対策の助成金の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該請求に係る者又は当該者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第62条 条例別表第2の23の項の規則で定める事務は、後期高齢者医療人間ドック助成事業における助成金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第63条 条例別表第2の24の項の規則で定める事務は、妊婦歯科健康診査に係る助成金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第64条 条例別表第2の25の項の規則で定める事務は、特定不妊治療事業における助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (2) 当該申請に係る者又は当該者の配偶者に係る町民税に関する情報
(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第65条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る者の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (2) 当該申請に係る者の保護者に係る町民税に関する情報

第66条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 三春町子育て支援助成金条例第2条の助成金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る者に係る三春町保育所条例による保育所の管理に関する情報
 - イ 当該申請に係る者に係る三春町立幼稚園条例による幼稚園の管理に関する情報
 - ウ 当該申請に係る者に係る三春町認可外保育所条例による認可外保育所の管理に関する情報
- (2) 三春町子育て支援助成金条例施行規則第5条の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第67条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例施行規則第2条の保育料の決定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該保育料の決定に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 当該保育料の決定に係る者に係る町民税に関する情報

第68条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、すくすく赤ちゃん応援助成券支給事業における助成券の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る者に係る三春町保育所条例による保育所の管理に関する情報

(2) 当該申請に係る者に係る三春町立幼稚園条例による幼稚園の管理に関する情報

(3) 当該申請に係る者に係る三春町認可外保育所条例による認可外保育所の管理に関する情報
(委任)

第69条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。